

令和七年
二月
青森県議会第三百二十一回定例会会議録
第九号

令和七年三月二十四日（月）議事日程 第九日

午後一時開議

- 第一、予算特別委員長及び各常任委員長並びに議会運営委員長報告
- 第二、予算特別委員長及び各常任委員長並びに議会運営委員長報告に対する質疑
- 第三、議案第一号から議案第六十一号まで及び議案第八十二号並びに請願・陳情に対する討論、採決
- 第四、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決
- 第五、発議第四号から発議第七号までは、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論はいずれも省略し採決
- 第六、各常任委員選任
- 第七、議会運営委員選任
- 第八、議会運営委員会に対する特定案件付託
- 第九、議員派遣採決

本日の会議に付した事件

- 第一、予算特別委員長及び各常任委員長並びに議会運営委員長報告
- 第二、予算特別委員長及び各常任委員長並びに議会運営委員長報告に対する質疑
- 第三、議案第一号から議案第六十一号まで及び議案第八十二号並びに請願・陳情に対する討論、採決
- 第四、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決
- 第五、発議第四号から発議第七号までは、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論はいずれも省略し採決

- 第六、各常任委員選任
- 第七、議会運営委員選任
- 第八、議会運営委員会に対する特定案件付託
- 第九、議員派遣採決

午後一時開議

出席議員 四十八名

議 長	丸 井 裕	二 番	工 藤 貴 弘
一 番	丸 井 裕	三 番	工 藤 悠 平
二 番	井 本 貴 之	四 番	夏 堀 嘉 一 郎
三 番	小 笠 原 大 佑	五 番	北 向 由 樹
四 番	大 澤 祥 宏	六 番	齊 藤 孝 昭
五 番	大 平 陽 子	七 番	後 藤 清 安
六 番	夏 坂 修	八 番	大 澤 敏 彦
七 番	吉 田 ゆ かり	九 番	福 士 直 治
八 番	吉 田 ゆ かり	十 番	木 明 和 人
九 番	成 田 陽 光	十一番	小 比 類 卷 正 規
十 番	大 崎 光 明	十二番	高 畑 紀 子
十一番	和 田 寛 司	十三番	田 端 深 雪
十二番	菊 池 勲	十四番	谷 川 政 人
十三番	鶴 賀 谷 貴	十五番	齊 藤 爾
十四番	吉 俣 洋	十六番	蛭 沢 正 勝
十五番	花 田 栄 介	十七番	工 藤 慎 康
十六番	寺 田 達 也		
十七番	高 橋 修 一		
十八番			
十九番			
二十番			
二十一番			
二十二番			
二十三番			
二十四番			
二十五番			
二十六番			
二十七番			
二十八番			
二十九番			
三十番			
三十一番			
三十二番			

三十三番	夏堀浩一	三十四番	櫛引ユキ子
三十五番	今博	三十六番	川村悟
三十七番	安藤晴美	三十八番	山谷清文
三十九番	山田知	四十番	三橋一三
四十一番	工藤兼光	四十二番	森内之保留
四十三番	清水悦郎	四十四番	阿部広悦
四十五番	田中順造	四十六番	田名部定男
四十七番	伊吹信一	四十八番	鹿内博

出席事務局職員

局長	田中道郎	次長	石岡勇一
議事課長	角田正人	副参事	嶋海康
総括主幹	尾美貴子	主幹	荒井千万人
主査	三浦絢子	主査	渡邊愛実子
主査	中畑祥将		

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	宮下宗一郎
副知事	小谷知也
副知事	奥田忠雄
総務部長	澤純市
財務部長	千葉雄文
総合政策部長	奈良浩明
子ども家庭部長	若松伸一
交通・地域社会部長	舩木久義
環境エネルギー部長	坂本敏昭
健康医療福祉部長	守川義信
経済産業部長	三浦雅彦

観光交流推進部長	齋藤直樹
農林水産部長	成田澄人
県土整備部長	古市秀徳
危機管理局长	豊島信幸
国スポ・障スポ局長	出崎和夫
会計管理者	美濃谷邦康
教育長	風張知子
公安委員長	横町俊明
警察本部長	小野寺健一
監査委員	竹内均
人事委員長	奥崎栄一
選挙管理委員長	鶴岡真治
病院局长	荒関浩巳
教育次長	早野英明
警務部長	中村誠
監査委員事務局長	松田大
人事委員会事務局長	工藤正明
選挙管理委員会事務局長	平尾悠樹

○議長（丸井裕） ただいまより会議を開きます。

◎議長報告

○議長（丸井裕） 日程に先立ち、報告事項を申し上げます。

去る三月七日に行われた選挙管理委員及び補充員の選挙において当選された方々から、それぞれ当選承諾書が提出されましたので、御報告いたします。

次に、三月十二日開催の予算特別委員会において正副委員長の互選を行った結果、委員長に工藤慎康議員が、副委員長に福士直治議員がそれぞれ当選したので、御報告いたします。

◎新任者紹介

○議長（丸井 裕） 新任者の紹介をいたします。

鶴岡真治選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（鶴岡真治） このたび選挙管理委員会委員長に選任されました鶴岡真治でございます。

選挙が公正に適正に行われますよう、誠心誠意努力する所存でございます。議員の皆様方には、何分の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎ 議 会 報 告

○議長（丸井 裕） 議会報告として、第五号「議員派遣の結果について」をお手元に配付してあります。

議会報告第5号

議員派遣の結果について

別紙のとおり議会（第321回定例会）に報告する。

令和7年3月24日

青森県議会議長 丸井 裕

No. 1

派遣議員	田名部定男、今 博、鶴賀谷 貴、高畑 紀子、夏堀嘉一郎、小笠原大佑
派遣期間	令和7年1月22日から1月24日まで
派遣場所及び目的	1 大分県玖珠郡九重町 地熱発電の取り組みに関する調査 2 大分県豊後高田市 地域資源を活かした観光による振興の取り組みに関する調査
派遣結果	議員派遣結果報告書のとおり

No. 2

派遣議員	菊池 勲、大崎 光明、工藤 悠平、工藤 貴弘
派遣期間	令和7年1月27日から1月29日まで
派遣場所及び目的	長崎県五島市及び長崎市 浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業に関する調査
派遣結果	議員派遣結果報告書のとおり

○議長（丸井 裕） 日程に入ります。

◎ 委員会審査報告

○議長（丸井 裕） 各委員長から委員会審査報告書及び請願・陳情審査報告書が提出されましたので、お手元に配付してあります。

令和7年3月17日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

予算特別委員会委員長 工 藤 慎 康

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年3月13日、14日及び17日の3日間
審査案件	議案 18件
審査結果	議案 原案可決 18件

令和7年3月19日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

総務政策こども委員会
委員長 花 田 栄 介

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年1月21日
審査案件	特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びこどもに関する施策の総合調整について）
審査年月日	令和7年2月20日
審査案件	特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びこどもに関する施策の総合調整について）
審査年月日	令和7年3月19日
審査案件	議案 14件 所管事項
審査結果	議案 原案可決 14件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びこどもに関する施策の総合調整について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年3月19日

青森県議会議長 丸井 裕 殿

環境厚生委員会
委員長 大崎 光明

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年1月21日
審査案件	特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）
審査年月日	令和7年2月20日
審査案件	特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）
審査年月日	令和7年3月19日
審査案件	議案7件 所管事項
審査結果	議案 原案可決7件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年3月19日

青森県議会議長 丸井 裕 殿

農林水産委員会委員長 福士 直治

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年1月21日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和7年2月20日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和7年3月19日
審査案件	議案2件 所管事項
審査結果	議案 原案可決2件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年3月19日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

経済交通観光委員会
委員長 小比類巻 正規

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年1月21日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和7年2月20日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和7年3月19日
審査案件	議案2件 所管事項
審査結果	議案 原案可決2件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）について閉会中もお継続審査を要するものと決定した。

令和7年3月19日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

文教公安委員会
委員長 木 明 和 人

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年1月21日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和7年2月20日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和7年3月19日
審査案件	議案5件 請願1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決5件 請願 不採択1件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）について閉会中もお継続審査を要するものと決定した。

令和7年3月19日

青森県議会議長 丸井 裕 殿

建設危機管理委員会
委員長 夏堀 浩一

委員会審査報告書

本委員会は付記された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年1月21日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）
審査年月日	令和7年2月20日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）
審査年月日	令和7年3月19日
審査案件	議案10件 所管事項
審査結果	議案 原案可決10件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

委員会報告第1号

令和7年3月19日

青森県議会議長 丸井 裕 殿

文教公安委員長 木明 和人
請願審査報告書

本委員会は付託された請願について審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則
第93条第1項の規定により報告する。

記

請願	
受理番号第1号	令和7年2月27日受理
作 者 名	ゆきとどいた教育を求める請願書
提 出 者	青森市橋本一丁目2-25 子どもと教育の未来を考える青森県民の会 代表者 成田 保 外2名 鹿内、安藤、吉俣、田端各議員 (不採択)
紹介議員	
審査概要	「県教育委員会では、臨時講師の早期確保や本県独自の少人数学級編制の小・中学校全学年での実施、特別支援学校の教育環境やキャリア教育の充実等の取組を実施しているほか、教員の働き向上や教員採用試験の改善等、教員不足を解消するための具体的な取組を懸念に、そして、計画的に進めている。また、国の制度を活用し、保護者の経済的負担軽減を図ったり、高校生等奨学のための給付金事業を実施したりするなど、生徒が安心して勉学に励むことができる環境づくりに取り組んでいる。さらに、本請願については、国の責任において実施すべき事項が多く含まれており、県教育委員会では、35人以下学級の早期実現・拡充や、教職員定数の更なる確保・充実について、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に働きかけするなど、様々な機会を捉え、その改善や充実を国へ要請しており、県教育委員会としてできることにしっかりと取り組んでいるものと考えられる。以上のことから、現時点では、国の施策の方向性を見極める必要があり、本請願は不採択とすべきと考えられる。」との意見があり、採決の結果、不採択と決定

令和7年3月19日

青森県議会議長 丸井 裕 殿

議会運営委員会委員長 夏堀 浩 一

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は付託された陳情について審査の結果、下記のとおり決定したので
会議規則第93条第1項の規定により報告する。

記

陳 情

受理番号第1号	令和7年2月21日受理
件名	議会本会議傍聴に際する住所・氏名記入不要化の陳情書
提出者	弘前市安原3-3-11 竹浪気付 青森県政を考える会 共同代表 内田 弘志 外2名 (不採択)
審査概要 R7.3.19	「傍聴券への傍聴人の住所、氏名等の記入を求める現行規定は、傍聴人が自身の行動に責任を持ち、軽はずみな行動を控えるよう精神面で作用することで、傍聴人による会議妨害を抑止する一定の効果が見込まれる。また、妨害行為を行った者の特定が可能となり、議場の秩序維持、会議の円滑な進行に資することから、規定することに合理的理由があり、不採択が相当である。」との意見と、「傍聴人の住所、氏名の記入を取りやめて他府県議会があることから、それらの事例を研究した上で判断すべきであり、継続審査とすることが妥当である。」との意見があり、採決の結果、不採択と決定

受理番号第2号 令和7年2月21日受理

常任委員会の審議経過の中継・録画公開の陳情書

提出者 弘前市安原3-3-11 竹浪気付
青森県政を考える会
共同代表 内田 弘志 外2名
(不採択)

審査概要
R7.3.19

「各常任委員会の毎月の審査について、Zoomによる録画配信を行う場合でも、多くの機材設備や操作に従事する職員を要するため、経費及び人員等の確保の観点から、現時点では実施が困難である。」との意見で一一致し、不採択と決定

受理番号第3号 令和7年2月21日受理

請願 (陳情) 審議において請願 (陳情) 者が直接参加できる仕組み

提出者 弘前市安原3-3-11 竹浪気付
青森県政を考える会
共同代表 内田 弘志 外2名
(不採択)

審査概要
R7.3.19

「請願は、その審議に当たって、請願者の意向に基づいて請願者自身の趣旨説明等が求められているのではなく、あくまでも審議を行う委員会が必要に応じて請願者に説明を求める制度である。付託を受けた委員会の委員は、請願書等の記載内容からその意思を十分に読み取った上で審議、採決に臨んでおり、現行制度の下で適切な審査が行われていると認められる。」との意見で一一致し、不採択と決定

○議長（丸井 裕） 議案第一号から議案第六十一号まで及び議案第八十二号並びに請願陳情を一括議題とし、各委員長の報告を行います。

予算特別委員会委員長、三十二番工藤慎康議員の登壇を求めます。

——工藤議員。

○予算特別委員会委員長（工藤慎康） 予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十二日、委員二十三人をもって設置され、議案第一号から議案第十七号まで及び議案第八十二号の十八件の予算議案が付託されました。

十三日、十四日及び十七日の三日間にわたり審査を行い、採決の結果、議案第一号、議案第二号、議案第四号、議案第九号、議案第十号及び議案第十五号の六件については多数をもって、その他の議案についてはいずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「モビリティデータを活用した選ばれる交通サービス構築事業の取組内容について伺いたい」との質疑に対し、「県内を運行する路線バスのうち、モビリティデータが整備されていない定時定路線型バスについて、事業者や市町村がデータ更新を行うことを条件に県が整備し、オープンデータとして公開するとともに、 구글マップをはじめとする経路検索サービスに登録する。また、整備したモビリティデータの管理活用にに向けたワークショップや路線再編に資する交通分析などを行う勉強会を実施することで、事業者や市町村による継続的な更新やデータ活用を支援していく。県としては、本事業を通じ、県民はもちろん、観光客等の利便性向上を図り、「簡単に探せる」「移動手段を選べる」「迷

わず乗れる」地域公共交通の実現を目指していきたいと考えている」との答弁がありました。

このほか

一つ、農畜産業雪害復旧緊急支援事業の取組について
一つ、半導体関連産業誘致促進事業の取組について
一つ、自然地域と再生可能エネルギーとの共生推進事業の取組について

一つ、あおもりキッズシッター事業の取組等について

一つ、不妊治療費助成事業の取組について

一つ、連携協働による所得向上・労働力確保推進事業の取組についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 総務政策こども委員会委員長、二十七番花田栄介議員の登壇を求めます。——花田議員。

○総務政策こども委員会委員長（花田栄介） 総務政策こども委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案十四件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「再生可能エネルギー共生税の創設に当たり、計画中の施設の取扱いについて伺いたい」との質疑に対し、「再生可能エネルギー共生税は、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例と一体となっており、その政策効果、実効性を補完するものであることから、税条例の適用対象は共生条例と同様としている。具体的には、本条例の施行日の前に、環境影響評価法または青森県環境影響評価条例に基づく評価書の公告を行った施設及び電気事業法に基づく工事計画の届出をした施

設、設置工事に着手した施設、設置工事を完了した施設については、本条例の規定を適用しないこととしている」との答弁がありました。

このほか

一つ、育児を行う職員の早出遅出勤務制度と時間外勤務の制限制度の適用対象となる知事部局の職員数について

一つ、児童相談所が行った一時保護の令和元年度以降の件数の推移について

等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 環境厚生委員会委員長、十七番大崎光明議員の登壇を求めます。——大崎議員。

○環境厚生委員会委員長（大崎光明） 環境厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案七件について審査の結果、議案第十九号及び議案第三十四号は多数をもって、その他の議案については、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案について、共生区域の設定においては市町村の役割が重要であり、市町村に対する県の支援が必要と考えるが、県の対応について伺いたい」との質疑に対し、「共生制度に沿って共生区域の指定が行われるためには、市町村により促進区域が適切に設定されることが重要であることから、県では、市町村が設置する協議会に職員が参画するほか、共生制度の運用に関する技術的支援を行うことに加え、協議会の運営に要する費用に対する補助や、生態系、景観、歴史・文化など特定分野の専門家の派遣などの支援を行うこととしている」との答弁がありました。

このほか、

一つ、青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案の改正の目的と内容について

一つ、青森県立さわらび療育福祉センターにおける事故の再発防止のための取組について

等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 農林水産委員会委員長、十六番福士直治議員の登壇を求めます。——福士議員。

○農林水産委員会委員長（福士直治） 農林水産委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「県営天間ダム地区防災ダム事業・農業水利施設保全合理化事業天間ダム防ダム第十四号工事・天間ダム合理化第七号工事の変更内容について伺いたい」との質疑に対し、「工事の主な変更内容としては、ダム貯水池内でゲートを改修するための仮締切設備の設置工法を、現場条件に合わせて見直したことや、工事契約後、急激に物価水準が変動した場合に請負額を変更できる、いわゆるインフレスライドを適用したことなどで、これらの変更により請負代金が約九千四百万円の増額となる」との答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 経済交通観光委員会委員長、二十番小比類巻正規議員の登壇を求めます。——小比類巻議員。

○経済交通観光委員会委員長（小比類巻正規） 経済交通観光委員会の

審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県水族館条例の一部を改正する条例案について、浅虫水族館の入館者数増加に向けた取組について伺いたい」との質疑に対し、「県としては、引き続き指定管理者と連携しながら、県の広報番組を活用したPRなどにより、多くの方々に来場していただけるよう努めていきます」との答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 文教公安委員会委員長、十八番木明和人議員の登壇を求めます。――木明議員。

○文教公安委員会委員長（木明和人） 文教公安委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案五件及び請願一件について審査の結果、議案については、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例案について観覧者を確保するための取組が必要と考えるが、今後どのように取り組んでいくのか伺いたい」との質疑に対し、「令和二年三月策定の特別史跡三内丸山遺跡整備計画に基づき、観覧者に遺跡の価値や魅力を伝えるため、計画的に史跡の整備を進めている。また、令和五年度から、「みんなあつまれ！三内丸山遺跡」保存・活用事業に取り組んでおり、令和七年度は引き続き遺跡内の自然素材を活用したムラづくり体験、遺跡の

価値を伝える体験メニュー、遺跡への集客を図るイベント等を実施することとしており、これらの取組を通して、三内丸山遺跡の国内外における認知度を向上させるとともに、新たな観覧者やリピーターの増加につなげたい」との答弁がありました。

このほか

一つ、青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例案について、保管場所標章が廃止される理由と県民への影響について

等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

また、請願の審査結果については、お手元に配付の委員会報告第一号のとおりであります。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 建設危機管理委員会委員長、三十三番夏堀浩一議員の登壇を求めます。――夏堀議員。

○建設危機管理委員会委員長（夏堀浩一） 建設危機管理委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案十件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県水道法施行条例の一部を改正する条例案の改正の概要について伺いたい」との質疑に対し、「青森県水道法施行条例では、水道法の規定により、県が設置する専用水道の管理を行う水道技術管理者の資格を定めており、当該資格は、水道法施行令で定める資格を参酌して定めることとされている。先般、水道法施行令が改正され、水道技術管理者の資格に係る履修科目及び実務従事経験年数の見直し、実務従事経験年数が緩和される基準の見直しが行われ、令和七年四月一日施行とされた

ことから、条例で定める資格についても同様とするよう改正するものである」との答弁がありました。

このほか、

一つ、県内の専用水道の数及び専用水道に対する指導監督の状況について

の質疑があり、答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（丸井 裕） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

◎ 各委員長報告に対する質疑

○議長（丸井 裕） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

「〔質疑なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（丸井 裕） 質疑なしと認めます。

◎ 討 論

○議長（丸井 裕） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

一部反対討論 三十七番安藤晴美議員の登壇を許可いたします。――
安藤議員。

○三十七番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。第三百二十一回定例会提出議案に対する一部反対討論を行います。

今回賛否に付された議案第一号から第六十一号及び第八十二号の六十二本に対し、十八本に反対し、四十四本に賛成します。反対の理由を述べさせていただきます。

議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」について。

知事は、県民対話集会「＃あおばな」などにおける県民の皆様からの声に応えるとともに、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋をはじめ、これまで示してきた様々なビジョンの実現に向けて、県民目線で各種課題のブレークスルーに挑戦するとし、評価できる面も大いにありますが、本県の課題として挙げられる原発・核燃については、政府の推進方針、そして、それを後押しする県の姿勢に異議を唱える県民との対話を「＃あおばな」において応じない姿勢は容認できません。避けているというのでなければ、直ちにそうした県民との対話を始めることを求めます。

核燃料物質等取扱税は二百五十六億八千百万円を見込み、税収において七・四％を占める異常さです。さらに共創会議で取りまとめられた取組を支援するための交付金総額四十億円を県と市町村一対二で配分されるのが決まり、原発マネーへの依存度をさらに強めたことは、ゆゆしき事態と言わざるを得ません。リサイクル燃料備蓄センターの最長備蓄期間五十年後再処理先を、築八十年となる六ヶ所の再処理工場とすることを明記させたことは、展望のなさを表しました。五十年後に再処理できたとしても、そこで取り出されたプルトニウムを東京電力と日本原子力発電の原発の現状を見るにつけ、自社で使う見通しはないということも触れておきたいと思えます。青森県をはじめ、函館など県外の方々も原発と核燃の事故の恐怖と隣り合わせに置かれていることを容認する予算案だと考えます。

また、吉俣洋県議が予算特別委員会で取り上げた台湾の半導体企業をターゲットにした半導体関連産業誘致促進事業ですが、半導体の製造には大量の水が必要であることや有機フッ素化合物（PFAS）使用の問題、また、これまで県が工業団地を造成し、呼び込み型で企業を誘致する問題で失敗を繰り返してきたことを考えると危惧するものだとこのことを表明いたします。

議案第九号「令和七年度青森県鉄道施設事業特別会計予算案」について。

て。

県民の重要な足としての役割を持つ青い森鉄道は、企業努力の姿勢を評価しつつ、一般会計からの繰入金九億八千五百万円、県債発行十億四千万円なしには成り立たず、JR東日本が赤字路線を地元自治体に押し付けてきたスキームに対し認めることはできません。

議案第十号「令和七年度青森県国民健康保険特別会計予算案」、議案第三十六号「青森県国民健康保険事業納付金に関する条例の一部を改正する条例案」について。

改正によって令和七年度以降、市町村ごとの納付金に医療費水準の変動は県全体で平準化され、医療費水準の低い市町村の納付金は増加することになります。青森県の滞納者率は、二〇一七年に一七・五%となっており、国保の都道府県化を進めることは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れ、国保料(税)の軽減をやめさせる方向となり、国保加入者の医療を受ける権利を脅かすことにつながります。

議案第十五号「令和七年度青森県病院事業会計予算案」について。

統合新病院は、全県からアクセスしやすい浜田中央公園・県営スケート場周辺の立地のよさを最大限に生かした病院を整備することで、青森県立中央病院が担う基幹災害拠点病院としての役割及び青森市民病院が担う地域災害拠点病院としての役割を果たし、災害発生時における診療の継続性を確保するとしています。その大前提とされるべきは地元との合意です。その部分に出だしからの不十分さが残っていると考えます。

議案第二十号「刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案」について。

国連被拘禁者処遇最低基準規則では、被拘禁者への支援の提供の義務を定めており、自由刑の禁錮と懲役を一本化する拘禁刑は、この国際潮流に逆行します。

議案第二十一号「青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改

正する条例案」は、地域県民局を廃止し、地域連携事務所、県税事務所、環境管理事務所、農林水産事務所及び県土整備事務所を設置し、保健所、福祉事務所、児童相談所及び家畜保健衛生所の名称を改める等との提案です。そもそも県庁大改革を始めたことに対する唐突感が否めません。縦割りの弊害が言われている中、局長をなくし縦割りの構成を強めることになりはしないか。それはまた、本庁内を政策ごとの横のつながりを持つ構成にしていることと矛盾するものだと考えます。

議案第三十号「青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例案」、議案第三十七号「青森県水族館条例の一部を改正する条例案」のうち、高校生以下、十八歳以下の無料化については賛成するものですが、三沢航空科学館の大人の料金を五百円から七百円へと百九十円の値上げ、水族館の十八歳以上の料金を千三十円から千二百円へと百七十円の引上げとなり、負担感があり賛成しかねます。白神山地ビジターセンターについての十八歳以上の引上げ幅は百円、三内丸山遺跡については、大人の引上げ幅が九十円と低く抑えられていることから、賛成しませんが。

議案第四十号「青森県都市公園条例の一部を改正する条例案」は、野球場のスコアボードが新しくなったことは歓迎しますが、全体の使用料金が四千六百円から七千六百二十円と跳ね上がり、中学生や高校生の利用もあることを考えると、電気代がかかるとはいえ値上げ幅が高過ぎると考えます。

議案第四十一号「青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例案」、議案第四十二号「青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例案」は、ともに手数料の額を改めるもので、その引上げ幅は六千円と一万円及び一万五千円であり、申請者の負担が重いと考えます。

議案第五十号「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」について。

令和七年度の定数を義務標準法に基づき小学校ではティームティーチングなど国の加配定数が減少し、五十九人減となり、一方、中学校では不登校、いじめ対応の生徒指導担当教員の配置拡充で六人増となり、合わせて五十三人減との結果です。本県独自のあもりっ子育みプラン21の実施により、令和六年度は小中合わせて二百三人の配置です。しかしながら、休業、休職等に対応する臨時教員が集まらず、担任不在の学級が発生し、校長、教頭が一日授業を持つ事態が生まれています。それらを解決する手段として、定数条例を大幅に拡充する措置が必要と考えます。

議案第五十五号「公共施設等の整備等に関する事業契約の一部変更の件」については、教育施設でありながら事業契約の方法をPFI方式を選択していることは認められません。

議案第六十号「青森県東部海区漁業調整委員会の任命の件」及び議案第六十一号「青森県西部海区漁業調整委員会の任命の件」について。

自公政権が二〇一八年に行った戦後漁業法の大改悪によってもたらされた沿岸漁業の漁業権の調整などに漁民の参加、意見の反映を保障してきた海区漁業調整委員の公選制を廃止したことは、漁業の成長産業化の名の下に大企業や大型漁船経営の利益を優先し、圧倒的多数を占める沿岸小規模漁業者の権利や利益を踏みにじる結果となっています。

最後に、議案第八十二号において提案された農畜産業への雪害被害に対する支援が現場から大変歓迎されています。雪害から農家を守るためのさらなる支援を求め、一部反対討論といたします。

○議長（丸井 裕） 賛成討論、十六番福士直治議員の登壇を許可いたします。——福士議員。

○十六番（福士直治） 自由民主党の福士直治です。

賛成討論を行います。

本定例会に提出され、本日採決に付されますのは、議案第一号から議案第十七号までの予算議案十七件、議案第十八号から議案第五十二号ま

での条例案三十五件、議案第五十三号から議案第六十一号までの単行議案九件及び追加提案された議案第八十二号の補正予算案一件であり、その全てに賛成するものであります。

これらのうち、議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」について見解を申し上げます。

今回の予算案については、宮下知事から、県民の皆様の声に応えるため、青森新時代の挑戦を掲げ、青森大変革とも言わべき世界観を変えるような新しい取組により、青森県には何もない、何もできないという刷り込みや諦めを打破し、変わっていく青森県の未来に県民の皆様が希望を持てるよう、全庁一丸となって挑戦をしていくとの御説明がありました。各種重要施策については、基本計画に基づき設定をした七つの政策テーマにより、戦略的に展開することとしています。これらの取組は、まさに青森新時代の挑戦として、県民が全国に、そして世界に誇れる青森県を実現していくための新たなチャレンジであると受け止めております。

さて、これらの重要施策のうち、政策テーマ「しごと」の中から、GX（グリーン・トランスフォーメーション）青森の推進による新たな仕事づくりについて申し上げます。

GX青森の推進は、今回の予算案の目玉となる施策として掲げられており、県内各地域の特性や優位性を生かした企業の誘致や産業の集積に戦略的に取り組むこととし、裾野が広く幅広い産業に波及効果をもたらす半導体関連産業の誘致活動のほか、県内中小企業にとってもビジネスチャンスとなるGX推進に向けた新製品、サービスの開発支援等を行うとのことでした。カーボンニュートラルと経済成長の両立を目指すグリーン・トランスフォーメーションは、新たな生産拠点の整備に向けた投資の進展、経済波及効果や良質な雇用の創出と人材定着などが見込まれ、仕事づくりと若者の定着につながる大きな可能性を持った分野であることから、持続可能な産業の発展と地域社会や経済の活性化を実現する

ための重要な取組として、高く評価したいと思います。

次に、議案第十五号「令和七年度青森県病院事業会計予算案」の中から、共同経営・統合新病院の整備について見解を申し上げます。

共同経営・統合新病院に係る基本計画案については、有識者会議の議論を踏まえて作成されたものであり、その骨格については異論ないところであります。一方で、パブリックコメントや広聴会などで地域住民をはじめとする県民、市民の皆様からいただいた意見に対しては、基本計画の修正も含めて柔軟に対応していただきたいと考えています。その上で、年度内に基本計画を策定し、統合新病院の早期開院に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、議案第十八号「青森県再生可能エネルギー共生条例案」及び議案第十九号「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案」について申し上げます。

自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案は、ゾーニングと合意形成手続により、引き継ぐべき環境を保全し、持続可能な形で再生可能エネルギーの円滑な導入を図ることを目的とするとのことでした。そして、再生可能エネルギー共生条例案は、共生条例と一体となつて、その政策効果、実効性を補完することにより、地域にとつて望ましい再生可能エネルギーの導入につながることを目的とするとのことでした。

今後は、共生制度の円滑な導入に向けて、県民や事業者への丁寧な説明や市町村へ寄り添った支援をお願いするとともに、制度の運用状況については、県議会としても、しっかりと確認をしていきたいと思っております。

次に、本定例会には、今冬の雪害に係る農畜産業雪害復旧緊急支援事業の補正予算案が、議案第八十二号として追加提案されました。春からの営農活動に向けて早急に産地の再生を図るため、リングゴ等被害樹修復・撤去、農業用ハウスや畜舎の再建等に対して支援を行うとのことでした。農業被害については、既にリングゴの枝折れ被害の拡大防止に向け

た融雪促進剤の空中散布を支援する事業を実施しており、今回も県には迅速な対応をしていただきました。

また、去る三月十九日に、県と県議会は、市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会と連名で、国に対して、豪雪被害の復旧に対する支援について要請を行いました。県におかれましては、本県農業の再生産が着実に進むよう、国や市町村、関係団体と連携をしながら、引き続き適切な御支援をお願いいたします。

最後に、今年度、一つの節目を迎えられます職員の皆様方におかれましては、長年の県政への御尽力に心から感謝を申し上げますとともに、今後の新たな人生における御活躍を御祈念申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（丸井 裕） 一部反対討論、十二番後藤清安議員の登壇を許可いたします。——後藤議員。

○十二番（後藤清安） 参政党の後藤清安です。

今定例会に提案された議案のうち三件に反対、それ以外の全てに賛成いたします。

以下、その理由について述べさせていただきます。

まず、議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」についてです。当初予算のほとんどの内容については賛意を表するものであります。農林水産業を支える新規事業や子供の居場所づくりを促進する取組など、県民の生活向上や未来への投資として期待できる施策が多く含まれていることは評価しております。しかしながら、カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現に向けた取組については、反対せざるを得ません。

現在、世界の潮流は脱炭素から大きく転換しつつあります。アメリカでは、一月二十日にトランプ大統領が就任し、就任演説でパリ協定からの即時離脱を宣言しました。これは、第一次トランプ政権時にも実行された政策の再現であり、離脱プロセスが完了すれば、アメリカは気候変

動対策の国際的な枠組みから再び距離を置くこととなります。

さらに、アメリカの大手金融機関であるJPモルガン・チェースやバンク・オブ・アメリカが、脱炭素を推進する国際イニシアチブ、ネットゼロ・バンキング・アライアンスからの離脱を相次いで表明したことを受け、日本でも三井住友ファイナンスグループが今月初旬に同様の脱退を発表しています。この動きは、投資家が脱炭素事業への資金提供に慎重になっていく現実を如実に示しています。また、国内でも、三月二十日には三菱UFJフィナンシャル・グループが脱炭素の国際的な枠組みからの脱退を表明し、日本勢としては三社目の動きとなりました。

こうした事例からも、脱炭素政策への懐疑的な見方が広がりつつあることがうかがえます。青森県内の中小企業に対し、脱炭素への取組を求めるよりも、地域経済を活性化させ、企業が存続、成長できる基盤を整える支援こそが喫緊の課題です。経済を回すための現実的な施策に予算を振り向けるべきと考えます。

次に、半導体産業の企業誘致に関連し、台湾からの関連企業招請や現地プロモーション活動についても反対の立場を取ります。熊本県では、TSMCが呼び水となり三十社以上の半導体企業が進出しています。そこで今起きていることは、地下水の枯渇、交通渋滞の深刻化、百件以上の畜産業の廃業などです。地価が二、三倍に高騰したことで投機的な土地売買が行われるようになり、もともと住んでいた方や地元で商売をしていた方が離れざるを得なくなったり、地元の雇用が奪われ、人気ラーメン店が閉店に追い込まれるなどの話も聞きました。このように外資を入れた経済合理性の裏で、多くの弊害が報告されています。

さらに、今年二月にアメリカ商務省が発表した報告書によれば、TSMCはアメリカ・アリゾナ州での新工場建設に約六百五十億ドルを投じる計画を進めています。日本が資金を拠出して誘致する一方で、TSMCが他国への投資を優先する現状では、県民や国益に真に資するののか疑問です。もつと国内の製造業に目を向け、いま一度、長期的かつ本質的

視点での県民生活への影響を優先すべきと考えます。

続いて、議案第四号「令和七年度青森県港湾整備事業特別会計予算案」についても反対の立場を表明いたします。

本予算案では、青森港油川地区における埠頭用地造成等の事業に十五億円が計上されています。これは、青森港を基地港湾として機能させるため、洋上風力発電事業の推進を前提とした計画です。

しかし、私はこの前提そのものに大きな疑問を抱かざるを得ません。洋上風力発電をめぐっては、国内外で投資撤退や事業停滞の事例が相次いでいます。例えば、二〇二五年一月にスウェーデンのエネルギー大手バテンフォールが、英国沖での洋上風力発電プロジェクトを中止し、約四億ポンド、約七百六十億円の損失を計上したと発表しました。理由として、資材費の高騰と収益性の低下が挙げられています。

また、日本国内でも、先日十五日、秋田県沖の洋上風力発電事業で、三菱重工業を含む企業連合が事業継続の困難さを理由に撤退を検討しているとの報道がありました。これらは洋上風力発電が抱える経済的リスクを明確に示しています。

さらに、ドイツでは、再生可能エネルギーへの過度な依存が電気料金の高騰を招き、二〇二五年二月に連邦政府がエネルギー政策の見直しを発表するに至りました。具体的には、二〇二四年末時点で電気料金が過去十年間で三倍に跳ね上がり、産業競争力の低下を懸念する声が強まったためです。

世界の潮流が脱炭素や再生可能エネルギー一辺倒から現実的なエネルギー政策へとシフトする中、漁業関係者からリスクが指摘されている港湾埋立てを強行する必要性はどこにあるのでしょうか。もし洋上風力発電事業が頓挫した場合、莫大な費用をかけて整備した港湾は負の遺産と化し、県民に負担を押しつける結果となりかねません。私は、県民の声に耳を傾け、慎重な判断を求める立場から、本案に反対いたします。

次に、議案第十九号「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共

生に関する条例案」についてです。

本条例案は、保全地域とされ、従来であれば再生可能エネルギー事業ができないエリアに共生区域というゾーニング区分を新設することによって、保全地域内であっても再生可能エネルギー事業を可能とするところにあると考えられます。

資源エネルギー庁では、千キロワット以上をメガソーラーとしているのに対し、本案での太陽光発電所の対象規模要件が二千キロワット以上となっていることも、規制が緩くなっていると感じます。また、認定を受けずに事業を行った場合や、虚偽や不正があった場合、五万円以下の過料を科するとありますが、五万円以下の過料では罰則の意味があるとは思えません。

合意プロセスにおいても、再生可能エネルギー事業の導入が地域のメリットにつながる事例がほとんどない状況の中で、どうあれば地域のメリットと言えるのが不明瞭で、共生区域での事業を認める理屈に合理性があるか疑問です。

県民の役割として、再生可能エネルギー事業の必要性に係る理解促進とありますが、前述のとおり、メリットやその必要性が明確でなく、県民が事業の必要性に係る理解促進をしなければならないという役割があるとは言えないと感じます。よって、この条例案には反対です。

今、アメリカでトランプ大統領就任以来、ヨーロッパをはじめ国際政治が急速に変化をしています。このことは、我が国にとっても、本県にとっても無関係ではられません。情報戦のさなかである今、日本のマスメディアが伝えない情報も重要なことがたくさんあります。そのことも踏まえ、県政運営に取り組んでいただきたいと願っています。

以上で一部反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（丸井 裕） 賛成討論、四十六番田名部定男議員の登壇を許可いたします。——田名部議員。

○四十六番（田名部定男） 新政未来の田名部定男でございます。

二十数年ぶりに賛成討論を行います。

今定例会に提案されている全議案に賛成します。

今議会に提案された主要な議案に共通する課題は、人口減少対策と少子化対策でしょう。しかし、この問題は東京都を除いた全国共通の課題であり、全国の地方自治体に暗い影を落としています。

約十年前の一回目の地方創生は慣れないこともあって、全国の各自治体では予算獲得のためコンサルタント会社に頼み、無理な計画を立て、全国押しなべて似たような計画であったと言われます。現在、実行されようとしている地方創生二・〇は、地方創生一・〇の功罪を検証した上で、実効あらしめるため、全庁挙げて取り組まれることを期待いたします。

次に、今議会に提案されている議案等について、若干私の意見を申し上げます。

まず、その一つは、今議会の一般質問等で取り上げられた中小企業振興策であります。それぞれの質問に対し答弁があったのでありますが、私はGXへの取組が今後の中小企業の経営に及ぼす影響が大きいのと思っています。県内の大半を占める中小企業と零細企業がカーボンライティングへの対応を求められていることに対する支援策について、答弁では十分に触れられませんでした。その中小零細企業に全勤労者の七〇％が働いていること、特に地方の産業構造と企業規模を考えると、その影響は大きいと私は思っています。国の政策に呼応していかなければならない地方自治体としては、この種の質問に対する答弁としては、現時点ではこれが限界であろうと思います。

しかし、昨今の脱炭素行動と経済活動のことを考えると、本当にこれでよいのかという思いに駆られます。世界の流れを言うのはこの場にふさわしくないと思いますが、世界の流れとしては、今はCO₂排出に伴う気候変動対策よりも、経済重視の方向に動いていると言われます。これまでパリ協定を主導してきた欧州各国は、ロシアのウクライナ侵攻以

来燃料調達に苦慮してきており、国民生活に大きな影響が出ています。

そして、日本は二〇五〇年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラル達成を国の内外に宣言しました。そのためには、国内のCO₂排出量の八割を占める企業や公共部門の排出削減が不可欠であり、政府は企業に負担を求めるカーボンプライシングを二〇二六年にスタートさせるとしています。このことを柱として、日本語で言えば排出量取引制度がスタートし、本格実施された場合、県内の中小企業がこれへの対応で多くの負担増が見込まれます。

GXに関してもう少し言います。御承知と思いますが、GX対応で向こう十年間で百五十兆円の官民投資を目指していくことが明らかになっています。投資と言えば聞こえはいいですが、この原資は国民負担であると言われています。ある試算では、このGX事業を進めるに当たっては、国民一人当たり百二十万円、三大家族で三百六十万円です。定期的に今、労働組合の賃上げに向けて労使交渉が始まっています。三月十二日が一斉回答日でありました。大手の企業の回答内容は満額回答でありました。

連合青森は定昇込みで今一万五千円の賃上げ要求中ですが、地域の企業の賃上げ交渉は、これから佳境に入っていきます。直近の新聞報道等を見ると、実質賃金の上昇は現在の物価上昇を上回ることはありません。大事なのは、原材料や労務費などの上昇した中小企業のコストを取引価格に適正転嫁することですが、それもままならない状況であると言えます。

また、中小企業の人材不足は深刻であり、人材確保のため防衛的賃上げを迫られている企業がありますが、それも難しい状況に置かれていると思います。県内の中小企業が適正に価格転嫁できるように、地方行政として国も巻き込んで監視することが必要であると思います。予算委員会の答弁では伴走すると思いますが、伴走だけでなく主導していくような気構えが大事であると思います。賃上げの原資に苦しむ地場企業の

窮状を救うことなくして人口減少は止まりません。

このような県内企業を脇目に、中央では初任給三十万円、四十万円の報道がにぎやかであります。人口減少対策にあの手この手で取り組んでいる青森県をはじめ、地方自治体にとっては脅威でしかありません。

次に、エネルギー政策と原子力立地自治体の共創の在り方について述べます。

そもそも、これら原子力施設を受け入れてきたのは、国策としてのエネルギー政策に立地地域の経済振興を前提として協力をしてきたのは周知のとおりであります。しかし、あの三・一一以降原子力施設に関して発足した原子力規制委員会が示している新規規制基準への適合審査が遅々として進まないことが現実として存在しています。そのことが知事の思いとして、共創に向かっていると私は思っています。国に対して知事の働きかけを評価している一人であります。国を動かすのは国の政治であると思っています。

そこで提案をいたしますが、県選出の与野党の国会議員の方々に現状を認識していただき、青森県の立地地域の今後の方向性を説明し、理解の下、行動してもらおうことも現状打開策の一助になると思います。私の提案として受け止めていただきたい。

次に、風力発電について私の意見を申し上げます。

再生可能エネルギーの中で太陽光発電設備は一七%の稼働率、風力については洋上五五%、陸上三五%の稼働率であります。ゾーニングに伴う条例案が提案されていますが、これから新規電気事業者が参入してくることは十分に考えられます。日本は欧米と違って電力は国内消費が主であります。そして、御承知のことと思いますが、電気は消費と発電量は同時同量でなければなりません。電気の使用量が少ない場合は発電を抑制することになります。どのような使用量になろうとも、良質な電気を供給することは義務となっています。

その電気の質、一定電圧・一定周波数ですが、保っているのは石油火

力、LNG火力、そして現在は水力もその一翼を担っています。現在、東日本では火力発電で電力需要の八〇%を賄っています。原子力発電所が稼働している西日本と比べて、料金が二〇%の差があります。このことが電気と水を大量に使う半導体関連企業の誘致に取り組み青森県のイメージダウンにつながらないことを祈ります。

火力を停止した場合、電力の質を保てなくなります。電力使用量減によつて発電電力量を抑制しなければなりません。今回、風力発電に限って言いますが、電気の質を保っている火力を停止できないため、当然風力発電からの電力を減らします。新規電気事業者の数が増えていくと想定した場合、今でも稼働率が低位の陸上風力では、電気事業として成り立たない電気事業者が出るのではないかと懸念されます。そして、考えられるのは倒産、廃業であります。

その場合、撤去費用は現在の法律では資本金以内しか担保されていませんが、参入電気事業者の資本金の額はそう大きくはありません。万が一のことを考えると、その撤去費用のことを考えておくべきと考えます。

議案第十五号だけに限って申し上げますが、私の意見を申し上げます。

見直し表明から様々な経緯、議論を経て今日に至っています。この間、浜田地区が整備場所候補地の一つとなったこと、そして、最終的に候補地として決定した経緯等について説明責任を十分に果たしていないのではないかと声があります。また、浜田地区住民の一部から、言ってもしようがない、私たちの要望は通らないでしょうという諦めにも似た言葉も聞こえてきています。

今後、統合新病院の円滑な整備や早期開院に結びつけるためにも、今後とも説明責任を果たすこと、そして、浜田地区住民に対しては、その声を踏まえて基本計画の修正を含めて柔軟に対応すること、さらには、開院までの間、真摯に寄り添い、丁寧に対応していくことが必要と考え

ます。こうした対応を行うことを求め、青森県の地域医療を守るため、基本計画を年度内に策定して統合新病院の早期開院に取り組むことに賛成いたします。

最後に、県庁組織改革について述べます。

今年度は本庁の組織改革の初年度であり、来年度、すなわち四月一日から地域県民局体制がなくなります。この地域県民局は平成十八年度に発足し、当時マスコミ記事の言葉を借りるなら、知事の名代としてそれぞれの地域において、四十市町村との連携を密にしてきたと思っております。県庁組織改革第二弾とも言える県民局廃止です。願わくば改革のための改革ではないことを県民に示す必要があり、県民に対する行政サービスの低下を来すことのないよう努められることを期待いたします。

一連の改革の成否とその評価は一朝一夕に出るものではなく、その評価はもちろん県庁内ではなく県民の評価に委ねられると思います。常に県民の声に耳を傾け柔軟に対応するよう要望いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（丸井 裕） 賛成討論、九番大平陽子議員の登壇を許可いたします。——大平議員。

○九番（大平陽子） オール青森、大平陽子です。

会派、オール青森を代表しまして、賛成討論をさせていただきます。本定例会に提出され、本日、採決に付されました議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」をはじめ、全てに対し賛成、同意及び承認するものです。

知事は、今定例会の冒頭に、青森県がすばらしい郷土であると再認識していただくとともに、全国に、世界に誇れる青森県を実現していく。県民の皆様と共に、私たちは挑戦していきますと述べられました。その言葉どおりに、令和七年度は、宮下県政が今年度に策定した基本計画「青森新時代」への架け橋の実現へ向けて、青森新時代の挑戦が始まります。挑戦とは、新しいことに取り組む、難しい課題に立ち向かう、目標を設

定して取り組むことを表す言葉です。

会派、オール青森は、県民の皆様へ寄り添い、常に県民目線でスピード感を持って、県民の皆様が希望を持てるよう青森新時代の挑戦を始めていくとの知事の姿勢を評価し、基本計画の実現に向けて取組を進め、各種施策の成果が発揮されるように、新年度も関係部局が一丸となり、市町村、関係機関とも連携や協働を強化しながら、県政運営に取り組んでいただけることを期待いたします。

初めに、議案第一号「令和七年度青森県一般会計予算案」について見解を申し上げます。

知事は就任以来、県民対話集会「＃あおばな」をはじめ、県民の声に真摯に耳を傾けることを第一に県政運営をしてきました。本予算は、GX青森の推進による新たな産業の創出、未来への投資としてのこども子育て「青森モデル」、学校教育改革の推進、地域モビリティ二・〇の推進、共生社会づくり、ボールパークやりんごイノベーションセンターの整備など、県民の皆様からの声に応えた施策が多く含まれ、変わっていく青森県を感じさせる予算となっています。

また、各種財源の確保や有効活用などにより、当初予算において、財政調整基金の取崩し額がなく、収支の均衡が維持され、県債残高の縮減に努めるとしたことも評価に値します。引き続き、本県の未来を支える持続可能な安定的な財政基盤の確立にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、議案第十五号「令和七年度青森県病院事業会計予算案」の中から、共同経営・統合新病院の基本計画案について見解を申し上げます。統合新病院の基本計画案については、おととしの宮下知事就任以降、有識者会議における議論のほか、議会としても、定例会、議員全員協議会、また常任委員会などで多くの質疑がなされてきました。また、地域住民との懇談や広聴会を開催し、昨日も浜田地区協議会の皆様と「＃あおばな」を開催しました。このように知事も複数回にわたって住民の皆

さんから直接意見を伺うなど、所要の対応がなされてきました。

今後、病院整備を進める上で、地域住民の理解を得るなど幾つかの課題がありますが、これまで所要の段取りを経て、基本計画が策定されることを高く評価するものであり、会派、オール青森としては、基本計画に賛成するものです。

なお、地域住民に対しては、統合新病院の完成までの節目において、丁寧で細やかな対応をお願いいたします。

次に、議案第十八号「青森県再生可能エネルギー共生税条例案」及び議案第十九号「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案」について見解を申し上げます。

両議案は、再生可能エネルギーの導入を推進しながら、地域の自然環境、景観、歴史・文化等を守り、地域住民との共生を図るため、県全域をゾーンングし課税するという全国でも例がない条例です。

国は第七次エネルギー基本計画により、再生可能エネルギーの活用をさらに進めることによる自然破壊や、景観、環境に対する配慮は重要だと考えています。そのため、本条例案成立後は、地球温暖化の防止、地域の活性化や社会の健全な発展とエネルギー産業との共生をしっかりと進めていただきたいと思います。

また、追加提出された令和七年度青森県一般会計補正予算案は、今冬の豪雪災害により被害を受けたリンゴ園地の早期復旧や農業用ハウス、畜舎の再建等について、緊急に対応する必要があるとし、リンゴ等被害樹の修復、撤去に必要な経費、また、農業用ハウスや畜舎等の修繕や再建、撤去に要する経費について、スピード感を持って支援を行う予算を計上したことも評価いたします。

一方で、県民所得の向上、少子高齢による人口減少、人口流出、原子力施策、医療や福祉などの各分野に山積する課題や、エネルギー価格や物価高騰に対する支援に関しては、これまでも様々な施策に取り組んでおりますが、急に成果が上がるものではありませんので、青森県が変わ

り始めていると評価されるような新機軸の政策に積極的に取り組むことを望みます。

以上で本定例会に提出されました全議案に対し、会派、オール青森を代表し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（丸井 裕） これをもって討論を終わります。

◎ 議 案 採 決

○議長（丸井 裕） これより議案の採決をいたします。

議案第六十号、本件に同意することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、本件は同意されました。

議案第六十一号、本件に同意することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、本件は同意されました。

議案第五十八号、本件に同意することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立総員であります。よって、本件は同意されました。

議案第五十九号、本件に同意することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立総員であります。よって、本件は同意されました。

議案第一号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第十五号、議案第三十号、議案第三十七号及び議案第五十号、以上四件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第二号、議案第九号、議案第十号、議案第二十号、議案第二十一号、議案第二十六号、議案第三十六号、議案第四十号から議案第四十二号まで及び議案第五十五号、以上十一件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第十九号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第四号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第十八号、議案第三十四号及び議案第五十一号、以上三件は所管

委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第三号、議案第五号から議案第八号まで、議案第十一号から議案第十四号まで、議案第十六号、議案第十七号、議案第二十二号から議案第二十五号まで、議案第二十七号から議案第二十九号まで、議案第三十一号から議案第三十三号まで、議案第三十五号、議案第三十八号、議案第三十九号、議案第四十三号から議案第四十九号まで、議案第五十二号から議案第五十四号まで、議案第五十六号、議案第五十七号及び議案第八十二号、以上三十七件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

◎ 請願陳情採決

○議長（丸井 裕） 次に、請願陳情の採決をいたします。

請願受理番号第一号、本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は所管委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

陳情受理番号第一号、本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は所管委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

陳情受理番号第二号、本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は所管委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

陳情受理番号第三号、本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は所管委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

◎ 特定付託案件閉会中の継続審査採決

○議長（丸井 裕） 次に、お諮りいたします。委員会審査報告書中、特定付託案件について閉会中の継続審査の申出があります。これを継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 発議案上程

○議長（丸井 裕） 発議案が提出されましたので、お手元に配付して

あります。

発議第四号から発議第七号までを一括議題といたします。

発議 第 4 号

青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和7年3月24日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田中順造	阿部広悦	清水悦郎	森内之保留
工藤兼光	三橋一三	山田知丸	井裕
山谷清文	榎引ユキ子	夏堀浩一	工藤慎康
高橋修一	蛇沢正勝	寺田達也	齊藤爾
花田栄介	谷川政人	菊池勲	小比類巻正規
和田寛司	木明和人	大崎光明	福士直治
成田陽光	大澤敏彦	工藤悠平	井本貴之
工藤貴弘	田名部定男	今博	鶴賀谷貴
高畑紀子	夏堀嘉一郎	小笠原大佑	川村悟
斉藤孝昭	大平陽子	北向由樹	大澤祥宏
安藤晴美	吉俣洋	田端深雪	伊吹信一
夏坂修	後藤清安	鹿内博	吉田ゆかり

青森県議会の保有する個人情報に関する条例の一部を改正する条例案
 青森県議会の保有する個人情報に関する条例（令和五年三月青森県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「以下（「青森公開条例」という。）を削り、同条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に「第二十八条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号中「又は報酬（福利厚生）」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条各号中「第四号」を「前号」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に該当する情報の提供」を加える。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和7年3月24日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条第十項の改正規定（「第九条八項」を「第二条第九項」に改める部分に限る。）及び第十二条第五項の改正規定（「第九条九項」を「第二条第十項」に改める部分に限る。） 令和七年四月一日
 - 二 第五十三条から第五十五条までの改正規定 令和七年六月一日
 - 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による
- ◇

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）が成立し、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されたこと及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴う所要の整理等を行うため提案するものである。

青森県議会議員

田中順造	阿部広悦	清水悦郎	森内之保留
工藤兼光	三橋一三	山田知丸	井裕裕
山谷清文	榑引ユキ子	夏堀浩一	工藤慎康
高橋修一	蛇沢正勝	寺田達也	齊藤爾
花田栄介	谷川政人	菊池勲	小比類善正規
和田寛司	木明和人	大崎光明	福士直治
成田陽光	大澤敏彦	工藤悠平	井本貴之
工藤貴弘	田名部定男	今博	鶴賀谷貴
高畑紀子	夏堀嘉一郎	小笠原大佑	川村悟
斉藤孝昭	大平陽子	北向由樹	大澤祥宏
安藤晴美	吉俣洋	田端深雪	伊吹信一
夏坂修	後藤清安	鹿内博	吉田ゆかり

青森県議会議員規則の一部を改正する規則案

青森県議会議員規則（昭和三十一年十一月青森県議会議告第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出席」の下に「（配偶者の出席を含む。）」を、「介護」の下に「看護」を加える。

第九十五条中「議長」の下に「及び傍聴席」を加える。

第百三案中「外どう、えり巻、つえ、かき」を「コト、アフラト、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第十七章中第百二十四条の前に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による請願書及び陳情書の提出）

第百二十三条の二 議会に対して法第百二十四条の規定により提出される請願書（第九十四条の規定により請願書の例により処理するもの）とされる陳情書を含む。以下この条において同じ。）の提出については、法第百二十四条及びこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と請願者又は陳情者（陳情書を提出する者をいう。第五項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前長の電子情報処理組織を使用する方法により提出されたものとし、これらの規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により提出された請願書は、議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議会に到達したものとみなす。

4 請願書の提出を第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、第八十九条の規定による署名又は記名押印については、同条の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めらるものをもって代えることができる。

5 請願者又は陳情者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、請願書のうちその原本を確認し、又は交付する必要がある場合その他の当該請願書のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議

令和7年豪雪被害に対する支援を求める意見書(案)

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和7年3月24日

青森県議会議長 丸 井 裕 殿

提 出 者 (別 紙)

提案理由

標準都道府県議会会議規則の一部改正に伴い、病气その他の理由による議場への帽子等の携帯を許可制から届出制に変更し、請願書及び陳情書を電子情報処理組織により提出する場合において必要となる事項を定める等のため提案するものである。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。
長が定めるところにより、当該請願書のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「提出された請願書」とあるのは、「提出された請願書（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

田中順造	阿部広悦	清水悦郎	森内之保留
工藤兼光	三橋一三	山田知丸	井裕裕
山谷清文	柳引ユキ子	夏堀浩一	工藤慎康
高橋修一	蛇沢正勝	寺田達也	齊藤爾爾
花田栄介	谷川政人	菊池 勲	小比類巻 正規
和田寛司	木明和人	大崎光明	富士直治
成田陽光	大澤敏彦	工藤悠平	井本貴之
工藤貴弘	田名部定男	今 博	鶴賀谷 貴
高畑紀子	夏堀嘉一郎	小笠原大佑	川村 悟
斉藤孝昭	大平陽子	北向由樹	大澤祥宏
安藤晴美	吉俣 洋	田端深雪	伊吹信一
夏坂修修	後藤清安	鹿内 博	吉田 ゆかり

令和7年豪雪被害に対する支援を求める意見書

青森県津軽地域を中心に今冬は記録的な大雪で、12月下旬から年明けにかけて、断続的に除排雪が間に合わないほどの豪雪に見舞われた。令和7年1月5日には青森市では138cmの積雪深、累計降雪量357cmと平年の2倍超となり場所によっては3倍超の地域も数多くあった。このため、県では13年ぶりに災害救助法を適用し、豪雪災害対策本部を設置し、豪雪地域の市町村とともに、幹線道路や生活道路の除排雪に取り組んだものの、各地で大渋滞が発生し、倒木などにより電車が不通になるなど、交通障害が多発した。家屋の倒壊や停電も発生し、2月28日現在には100件超の住宅被害、309件の非住家被害があり、さらには雪下ろし等の作業により死亡者が9名、けが人数が158名となっている。加えて、青森県の代表的農産品であるりんご樹をはじめとする農作物に被害が発生し、雪によるハウスの倒壊も多発している。県においては道路除排雪予算の執行額が過去最大であった昨年度を上回っているほか、市町村においても数次にわたり補正予算を編成しながら対応せざるを得ない状況であるなど豪雪対策への財政負担は極めて大きくなっている。国においても豪雪地帯特別措置法に基づき、令和4年3月に「第七次豪雪地帯対策基本計画」を決定し、豪雪地帯や雪対策への取り組みを行っているものの、予想を上回る豪雪状況による深刻な状況を踏まえ、国には下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1, 地球温暖化を起因とする急激な降雪帯による豪雪とする専門家もいることから、今後このような積雪が予想されるため、雪対策予算の拡充を行うこと。
- 2, 人口減少する青森県内の市町村において、持続可能な道路排雪体制の確保と支援を行うこと。
- 3, 豪雪による農業被害対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

青森県議会

国道7号の整備促進を求める意見書(案)

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和7年3月24日

青森県議会議長 丸井 裕 殿

提出者(別紙)

青森県議会議員

田中順造 阿部広悦 清水悦郎 森内之保留
工藤兼光 三橋一三 山田知丸 井裕
山谷清文 櫛引ユキ子 夏堀浩一 工藤慎康
高橋修一 蛭沢正勝 寺田達也 齊藤 爾
花田栄介 谷川政人 菊池 勲 小比類卷 正規
和田寛司 木明和人 大崎光明 福士直治
成田陽光 大澤敏彦 工藤悠平 井本貴之
工藤貴弘 田名部定男 今 博 鶴賀谷 貴
高畑紀子 夏堀嘉一郎 小笠原大佑 川村 悟
斉藤孝昭 大平陽子 北 向 由 樹 大澤祥宏
安藤晴美 吉俣 洋 田 端 深 雪 伊 吹 信 一
夏坂 修 後藤清安 鹿内 博 吉田 ゆかり

国道7号の整備促進を求める意見書

国道7号は弘前市をはじめ津軽地域の市町村を經由して、青森市へと至る主要な幹線道路であり、東北縦貫自動車道の代替道路としての機能も果たしている。

本県の市街地部では4車線化が進められているが、それ以外の部分では、未だに2車線の区間が多く、朝夕の通勤時間帯等には渋滞が発生し、特に冬期間の豪雪時は、交通障害による渋滞や物流停滞が頻発する交通脆弱区間となっている。

令和3年12月には、青森市鶴ヶ坂地区において大雪と道路構造に起因した通行車両の滞留による長時間の通行止めが発生し、また、並行する東北縦貫自動車道や青森空港有料道路も通行止めが発生するなど、地域経済や県民生活に大きな影響が生じた。さらに、昨年末から今年年始にかけての津軽地域での大雪では、道路除排雪が追いつかず各地で交通障害が発生するなど、地域経済活動が大きな影響を受けた。今後の大雪の頻発化・激甚化に備えた道路機能の強化が求められている。加えて、本路線は、災害時の避難路、物資等の輸送を支える基幹ルートとして重要物流道路に指定されており、早急な課題解決が求められている。

については、地域の産業経済活動を支える大動脈である国道7号の整備促進に対して下記事項の対策を講ずるよう強く求める。

記

- 1, 鶴ヶ坂地区の4車線化について
冬期における青森市と弘前市を始めとする津軽地域とのアクセス強化を図るため、「鶴ヶ坂防災」について早急に整備を進めること。
- 2, 常盤・浪岡バイパス4車線化の整備促進について
国道7号のアクセス強化を図るため、一部区間で進められている交差点改良による付加車線の整備に加え、4車線化に向けた整備を一層促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

青森県議会

◎ 発議案採決

○議長（丸井 裕） お諮りいたします。発議第四号から発議第七号までは、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論はいずれも省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより発議案の採決をいたします。

発議第四号から発議第七号まで、以上四件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（丸井 裕） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

なお、意見書の取扱いについては本職に御一任願います。

◎ 各常任委員選任

○議長（丸井 裕） 各常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員については、委員会条例第五条第一項から第三項までの規定により、お手元に配付の常任委員会委員選任名簿のとおり指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

青森県議会常任委員会委員選任名簿
(令和7年3月24日選任)

委員名	委員名	委員名
総務政策 (8人)	鹿内 博 高橋 修一 鶴賀谷 貴	清水 悦郎 小比類 善正 田端 深雪
環境厚生 (8人)	山田 知人 谷川 政陽 大平 子	工藤 康治 福士 直樹 吉田 ゆかり
農林水産 (8人)	三橋 一三 齊藤 爾子 高畑 紀子	川村 寛司 和田 修 坂元 修
経済交通観光 (8人)	田中 順造 花田 栄介 小笠原 佑	伊吹 一 池田 勲 北由 樹
文教公安 (8人)	森内 之保 今内 留博 齊藤 孝昭	工藤 兼光 成田 陽光 藤田 清安
建設危機管理 (8人)	田名部 定男 榑引 ヨキ子 藤貴 弘	阿部 大 崎部 光祥 大澤 明宏
		丸井 裕 大澤 敏彦 山吉 清洋

◎ 議会運営委員選任

○議長（丸井 裕） 次に、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員については、委員会条例第五条第一項及び第三項の規定により、お手元に配付の議会運営委員会委員選任名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議会運営委員会委員選任名簿

(令和7年3月24日選任)

楳引 ユキ子 川村 悟 今 博

花田 栄介 小比類巻 正規 和田 寛司

大崎 光明 工藤 悠平 井本 貴之

工藤 貴弘

◎ 特定案件議会運営委員会付託

○議長(丸井 裕) 次に、議会運営委員会に対する特定案件付託を議題といたします。

お諮りいたします。四月一日からの議会運営委員会に特定案件として、「次の議会の会期、議案等の取扱いその他議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について」を付託し、これを委員の任期の満了の日まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(丸井 裕) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 議員 派遣

○議長(丸井 裕) 議員の派遣を議題といたします。

会議規則第二百二十三条第一項の規定により、お手元に配付の議員の派遣について採決いたします。なお、本件は二回に分けて採決いたします。お手元に配付のナンバー1の海外派遣について、派遣を決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(丸井 裕) 起立多数であります。よって、さよう決定いたしました。

次に、ナンバー2の国内派遣について、派遣を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(丸井 裕) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議員の派遣について

No. 1

派遣議員	川村 悟、斉藤 孝昭、大平 陽子、北向 由樹、大澤 祥宏
派遣期間	令和7年4月15日から4月18日まで
派遣場所及び目的	台湾（新北市、台北市、新竹市） 台湾における青森県産品の輸入販売状況及び半導体産業・観光振興の取組状況等調査

No. 2

派遣議員	山田 知、谷川 政人、菊池 勲、小比類巻正規、木明 和人、大崎 光明、福士 直治、成田 陽光、大澤 敏彦、工藤 悠平、井本 貴之、工藤 貴弘
派遣期間	令和7年5月7日から5月9日まで
派遣場所及び目的	1 兵庫県神戸市 F D A青森・神戸線を活用した神戸市等とのビジネス交流の取組に関する調査 2 広島県豊田郡大崎上島町 広島県豊田郡大崎上島町におけるカキ養殖ビジネスモデルの取組に関する調査 3 広島県広島市 広島市における養殖技術の普及の取組に関する調査

令和7年3月24日

○議長（丸井 裕） 以上をもって議事は全部終了いたしました。

◎ 閉 会 挨拶

○議長（丸井 裕） 知事の御挨拶があります。——知事。

○知事（宮下宗一郎） 県議会第三百二十一回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今回の議会におきましては、去る二月二十一日開会以来、本日まで三十二日間にわたり、本議会に提案いたしました「令和七年度青森県一般会計予算案」など、八十五件につきまして慎重な御審議をいただき、それぞれ原案のとおり御議決、御同意並びに御承認をいただき、誠にありがとうございました。

その執行に当たりましては、審議の過程において、議員各位からいただきました御意見を十分に尊重し、最善の効果を収めるよう、誠意を持って努力していききたいと思っておりますので、何とぞ一層の御協力をお願い申し上げます。

以上、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎ 閉 会 宣 告

○議長（丸井 裕） これをもって第三百二十一回定例会を閉会いたします。

午後二時二十五分開会